

# 学術研究、専門・技術サービス業の設備投資が前年より39%増加

DATA

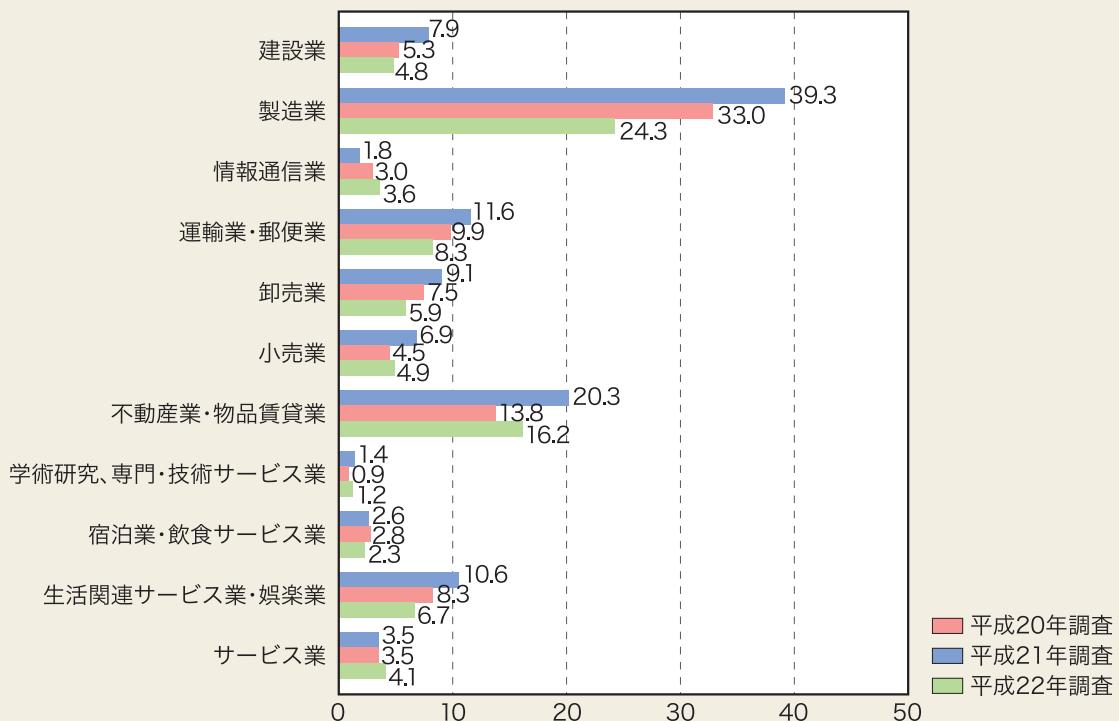
今回は平成22年中小企業実態調査から、中小企業の設備投資の状況について紹介します。

平成22年調査の設備投資額は8兆5666億円、設備投資実施企業割合は10.4%でした。前年調査に比べ0.5ポイント減少。法人企業の設備投資額は8兆2353億円で、対前年調査比10.8%ダウンしました。

グラフは、設備投資状況を産業大分類別に表したものです。製造業(対前年調査比26.4%減)、卸売業(同20.5%減)が2割以上減少。一方、学術研究、専門・技術サービス業は同39.0%と大幅に増加しました。

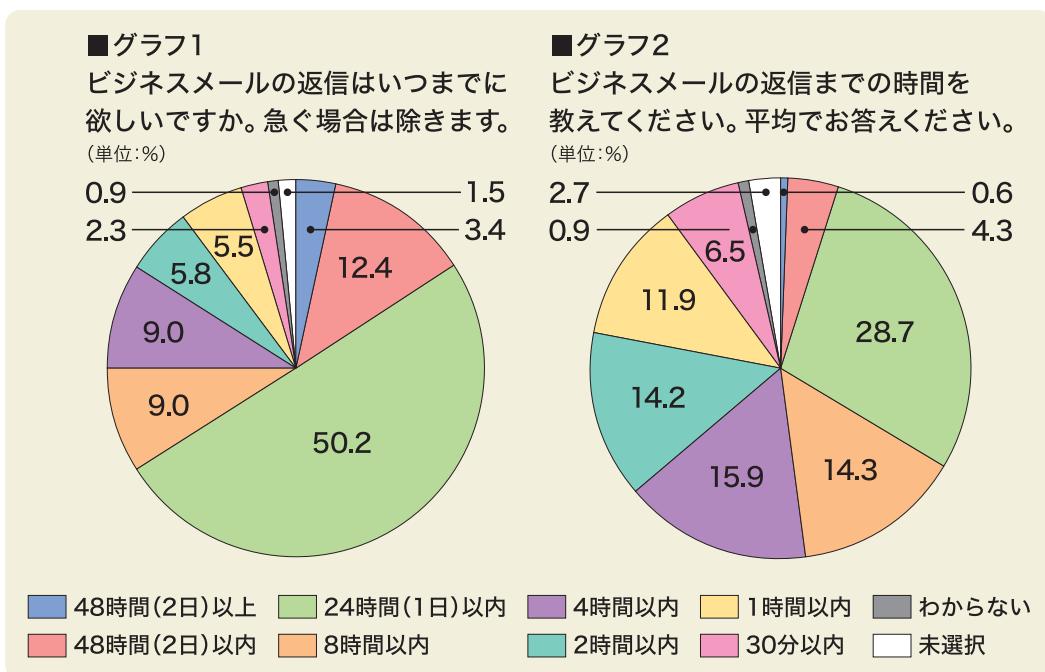
1実施企業当たりの設備投資額は、法人企業では調査産業全体で3174万円(対前年調査比2.9%増)で、産業大分類別にみると学術研究、専門・技術サービス業、情報通信業など6産業で前年調査に比べ増加しました。

■中小企業(法人企業)の設備投資額(産業大分類別)



# 「ビジネスメールの返信は24時間以内に欲しい」5割

# NUMBER



今回はビジネスメール教育の専門企業であるアイ・コミュニケーションが発表した「ビジネスメール実態調査2011(平成23年)」のなかから、ビジネスメールの返信時間についての統計を紹介します。

グラフ1は「ビジネスメールの返信はいつまでに欲しいか」を示しています。「24時間(1日)以内」が50.15%と圧倒的に多かったです。一方で「4時間以内」「8時間以内」もそれぞれ1割近く存在。最低限、朝、昼、夕方の1日3回メールを確認して返信すれば、仕事が円滑に進むと考えられます。

グラフ2は「ビジネスメールの返信までの時間」を表しています。こちらも「24時間(1日)以内」が最多。9割超の回答者が24時間以内に返信していることが読み取れます。「ビジネスメールの返信は24時間以内」という暗黙のルールが習慣化しているといえるでしょう。

# 出張先に休日に移動した場合の扱い

## Q & A

**Q:月曜日の朝からの出張で、前日の日曜日に現地に移動した社員が「日曜日は出張の準備のために時間を使っているので、休日出勤手当がつかないのか？」と質問してきました。手当を払わなければいけないのでですか？**

A:結論からいうと、支払う必要はありません。出張先への移動中は、基本的に何をしようと本人の自由で、労働時間に含まれないからです。よって、残業手当や休日出勤手当を支払う必要はありません。

しかし、移動時間が労働時間とみなされる場合があります。「商品や製品を管理しながら移動する場合」や「会社の現金等を持って移動する場合」は移動時間も労働時間としてカウントされます。また、運送業務のように移動そのものに業務性が伴う場合は、労働時間となります。出張時の取り扱いは、誤解が生じるケースが多いので、就業規則で次のように明らかにすることをおすすめします。

「出張その他会社の用務を帶びて事業場外で業務に従事した場合において、労働時間を算定したいときは、所定労働時間の労働をしたものとみなす。ただし、会社があらかじめ別段の指示をしたときはこの限りではない」

上記の条文が入っていれば「移動時間は会社の用務を帶びていない」とすることができます。また「出張承認申請書兼出張報告書」などを作成し、出張する社員に提出させるようにすることも有効です。同書の欄外などに「休日に出張先に移動した時間、出張中に休日がはさまつた場合の当該休日は労働時間にならない」と記載しておけば、誤解がなくなるでしょう。

# 仕事を紹介してくれた人への 謝礼の経費処理

# Q & A

**Q：仕事や取引を紹介してくれた人や会社に、情報提供料や紹介料の名目で、謝礼を支払う場合があります。この謝礼の経費処理はどうなるのでしょうか？**

A：謝礼を支払う相手が取引斡旋業者でない場合、原則としてその支払金額は交際費となり、交際費の損金不算入の扱いを受けるケースがあるので注意しましょう。

法人が、仕事や取引を紹介してもらった事業者(取引先の従業員等を除く)に、情報提供料や紹介料の名前で支払う費用は、その相手が紹介行為を本業として行っている場合以外は、原則として交際費となります。

交際費となれば、現在の法人税法では交際費について損金算入の限度額が設けられています。そのため、その紹介料として支出した費用の一部または全部が損金に算入されないことがあります。領収書さえもらっておけば損金になるというのは、誤解ですので注意が必要です。

一方、これらの費用はすべて交際費となってしまうのかというと、実はそうでもありません。情報提供料や紹介料の支払いが、次の3つの要件を満たしているなど、正当な対価であると認定されるときは交際費課税の対象となりません。

1. あらかじめ締結された契約に基づいている
2. 提供を受ける役務の内容が契約上具体的で、これに基づいて役務提供が行われている
3. 価格が役務の内容に照らして相当と認められる

紹介料や情報提供料を支払う場合には、事前に相手方と情報提供契約等を締結しておくことが大切です。契約は口頭でも成立しますが、税務調査等の際トラブルになる可能性があります。トラブル防止の観点からも、契約の際は書面を交わして保管しておくことをおすすめします。

# 10月に「経営セーフティ共済」の制度が改正。 「もしも」のときの資金調達手段として有効です

HINT

経営セーフティ共済(中小企業倒産防止共済制度)は、取引先が倒産し、売掛債権等が回収困難になった場合に、貸付が受けられる共済制度です。「もしも」のときの資金調達手段として、当座の資金繰りをバックアップ。今年10月1日には「中小企業倒産防止共済法の一部を改正する法律」が施行され、活用の間口が広がりました。

## 貸付限度額を8,000万円に引き上げ

経営セーフティ共済の主な改正点は以下になります。

### ●共済金の貸付限度額を8,000万円に引き上げ

近年、高額化している取引先事業者が倒産した際の被害額に対応するため、共済金の貸付限度額が3,200万円から8,000万円に引き上げられました。

### ●掛金の積立限度額を800万円に引き上げ

共済金の貸付限度額の引き上げに伴い、あらかじめ積み立てができる掛金の上限が320万円から800万円に引き上げられました。

これにより、平成23年9月末日時点で制度改正前の上限額320万円に達している契約者、または達した契約者については、掛金納付の再開始の届出により掛金の積み立てを再開することができます。なお、10月以降に320万円に達した場合は、掛金の掛け止めの申出がない限り、掛金の納付は継続します。

### ●掛金月額の上限額を20万円に引き上げ

掛金月額の上限額が8万円から20万円に引き上げられました。これにより掛金月額は、5,000円から20万円までの範囲(5,000円単位)で選択できるようになりました。納付した掛金は引き続き、個人事業の場合は事業所得の必要経費、会社等の法人の場合は損金に算入することができます。

ほかには、以下の点が改正されました。

「共済事由に私的整理を追加」「償還期間が貸付額に応じて設定」「早期償還手当金を創設」「前納減額金の受け取り方法が掛金口座への振り込みに」「加入時の申込金が不要に」「一時貸付金の貸付限度額を300万円から760万円に引き上げ」

詳しいことは、中小企業基盤整備機構・共済相談室(050-5541-7171)までお問い合わせください。

# 「新人専門部署」で効果的な新人教育を展開

## SYSTEM

このコーナーでは、企業のユニークな制度や取り組みを紹介します。  
今回は「新人専門部署制度」を紹介します。

「新人専門部署制度」とは、文字通り新入社員だけによる部署。入社後1年間はこの専門部署に配属されるというシステムです。これによって、新入社員はもちろん、新入社員を指導・監督するリーダーの育成・成長につながります。

### 新人がまとまることで成功・失敗を共有できる

通常、新入社員は入社後それぞれのセクションに配属されます。すると、そのセクションでの新人は自分以外1人いるかいないか程度。何をどうすればいいのか不安になるでしょう。

その点、新人専門部署なら周囲はすべて新人。同じ目線で仕事の成功と失敗を共有でき、多くの経験を体得できるようになります。

一方、新人専門部署を指導・監督するリーダーには、入社後数年の若手中堅社員を抜擢。リーダー自らが新人指導のプログラムを作ってビジネスマンの基礎を指導するようにします。これによって、リーダーにとっても有意義な研修になります。

「新人専門部署」は、新人とリーダーの双方の成長をもたらす効果が望めるでしょう。

# 税金から遺言、手続き、節税方法まで 相続に関するあらゆる悩み事を解決!

## BOOK REVIEW



『これ1冊で安心!  
あなたの相続・贈与で節税できる本』  
アックス資産税パートナーズ/  
アックス財産コンサルタント協会 著  
田中誠/三井皓市 監修・著  
広瀬元義 監修  
あさ出版  
定価 1,500円(税別)

### ★こんな方におすすめ

- これまで相続について考えたことがない方
- そろそろ相続対策について考えたい方
- 資産を有効活用したい方
- 相続・贈与を通じて節税を図りたい方

「相続なんてまだ先のこと」と考えている方々が少なくありません。しかし、人生において避けて通れない問題です。

「うちは相続税を払う必要があるのか?」「いくら払うのか?」「節税の方法はないのか?」いろいろな悩みにぶつかります。

相続税を支払う必要がないケースでも、遺産分割は必ず行います。遺産総額の大小にかかわらず、親族間のトラブルに見舞われる可能性をはらんでいるのです。

本書は税金から遺言、手続き、節税方法まで、相続に関するあらゆる悩み事の解決方法を網羅。相続の知識がまったくない方でも簡単に読めるよう、イラスト等を活用してわかりやすくまとめています。

相続対策に「早過ぎる」はありません。相続について何も考えていなかった方は、まず同書を手に取ってみることをおすすめします。

## 「Bizトレンド」

B to Bサービス比較一括資料請求ができる

<http://biz-trend.jp/>

「Bizトレンド」は総務、人事、マーケティングの3カテゴリーに関して、B to Bサービスを一括で比較し、一括で資料請求や問い合わせができる比較サイト。3カテゴリー内でも「社員研修」「適性検査」「メンタルヘルス」「人事制度」「給与計算アウトソーシング」「経理代行」「文書保管」「社宅代行」「ビル管理」「Webコンサルティング」等細分化しています。御社に必要なサービスを見つける手助けになるでしょう。また、同サイトに広告を出稿することで、御社のサービスを他社に知ってもらうことも期待できます。

